（衆議院比例代表選挙－名簿届出政党等用）

選挙事務所異動届

　第51回衆議院比例代表選出議員選挙　　　　　選挙区における選挙事務所を【移転・廃止】しましたので、公職選挙法第１３０条第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　旧所在地 |  |
| ２　旧建物名称 |  |
| ３　新所在地 |  |
| ４　新建物名称 |  |
| ５　新電話番号 |  |
| ６　異動年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

　　令和　　年　　月　　日

　　　　衆議院名簿届出政党等の名称

　　　　本部の所在地

　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

備考１　この届出は､中央選挙管理会委員長並びに新・旧の選挙事務所所在地の都道府県選挙管

　　　理委員会委員長及び新・旧の選挙事務所所在地の市町村（指定都市の場合は区）又は特

　　　別区の選挙管理委員会委員長に対しそれぞれ行うこと。

　　２　衆議院名簿届出政党等の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又

　　　は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人

　　　の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、衆議院名簿届出政党等の代表者本

　　　人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

203